

令和5年9月8日

国立市議会議長 高柳 貴美代 様

提出者 住友 珠美

〃 望月 健一

〃 中谷 絢子

議案の提出について

議員提出第 5 号議案

### 健康保険証の存続を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府は、2024 年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等関連法を 6 月 2 日に成立させた。

しかし、厚生労働省が発表した 7,312 件に上る被保険者資格情報の誤登録をはじめ、マイナ保険証に関わるトラブルが続出している。別人の情報に基づいた診療・投薬は、重大な医療事故につながりかねず、多くの患者・住民がマイナ保険証での受診に不安を抱いている。厚生労働省も、受診の際は現行の健康保険証を持参するよう国民に呼びかけているのが現状である。

マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない・持てない人は保険診療から遠ざけられるおそれがある。マイナ保険証を持たない人に対して、政府は「資格確認書」を一律に発行するとしているが、実務を担う自治体の作業量と経費は膨大なものとなり、発行事務を漏れなく行うことは困難だ。

よって、健康保険証を存続し、住民がこれまでどおり安心して医療を受けられることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものである。

令和 5 年 9 月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣、  
総務大臣